

(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業実施要領の変更について

平成 18 年 11 月 9 日

三浦地域資源ユーズ株式会社

平成 18 年 10 月 20 日に公表した、「(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業実施要領」については、提出された意見に基づき、選定された事業者について明確な表現をするために、「選定事業者」と表記することとしたため、本日「(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業実施要領(変更)」を公表することとしたので、今後は当該要領(変更)によりプロポーザルへの参加をお願いします。

なお、あわせて公表資料の配布はCD-Rによることとしたので、留意願います。

「(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業実施要領」の変更箇所

- ① P 1 4 事業の概要(本文中) : ……選定された事業者(以下「選定事業者」という。)と変更した。(「選定」の追加)

以下、これに従い次の箇所で「事業者→選定事業者」に変更した。

P 1 ~ 2 : 4 の (3)

P 2 : 5 の (1)

P 6 : 第 3 章の標題、1、2

P 7 : 3、第 5 章の本文

P 8 : 1、2、3

- ② P 2 5 事業のスケジュール(予定) :

「(1)事業者の決定 平成 19 年 1 月 中旬」を

「(1)優先交渉権者の決定 平成 19 年 1 月 下旬」に変更した。

- ③ P 4 の 5 行目 :

「公表資料は印刷費実費(一式 3 千円)により配布、又は当社ホームページからもダウンロードすることができる。」を「公表資料はCD-R(1 枚 5 百円)により配布、又は当社ホームページからもダウンロードすることができる。」に変更した。